アジアの子どもに幸せを
－政策形成訴訟で培った方法を用いて－

田部知江子氏（ヒューマンライツ・ナウ事務局、弁護士）

東京弁護士会所属(2000年弁護士登録)。国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ事務局。東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員。日弁連子どもの人権と少年法に関する特別委員会幹事。日弁連貧困と人権に関する委員会委員。社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事。明治学院大学法科大学院非常勤講師。

田部先生は、弁護士として子どもの権利問題等に取り組まれながら、ヒューマンライツ・ナウ事務局として活動されています。

Q1　現在は若手弁護士が中心の国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウで活動されていますが、関わることになったきっかけは何だったのでしょうか？

私は、青年法律家協会主催の司法試験合格祝賀会に参加し、そこへ来られ

ていたハンセン病患者の方のお話を聞いて、ハンセン病患者の強制隔離問題や、それが今まで解決されてこなかったことを初めて知り、大変なショックを受けました。そこで、弁護士として活動を始めた当初から、ハンセン病国家賠償訴訟の弁護団の一員として積極的に取り組んできました。

ハンセン病国家賠償訴訟の弁護団の活動は、法廷だけの訴訟活動にとどまらない、いわゆる『政策形成訴訟』の一つです。『政策形成訴訟』とは、「被害者を真の意味で救済するためには、国や地方公共団体の政策そのものを形成していかなければならない」という視点から、国会議員や官公庁への働きかけ（具体的には、実態を調査し、弁護士の立場からのレポートを作成し、それをもとに政策を提案していきます）、被害者の声を聞いてもらって世論を形成するために、一般の方々を取り込んだ市民運動やマスコミへの広報の交渉など、政策を形成していくための法廷外の活動を法廷内での訴訟活動とともに取り組んでいくものです。

私がこのような政策形成訴訟に力を入れて活動を行っていた時に、HRNの設立の構想を思い立った伊藤和子弁護士や土井香苗弁護士から、設立準備のお誘いを受けました。HRNの活動が、私がハンセン病国家賠償訴訟で『政策形成訴訟』として法廷外で行ってきた活動と同じであったことから、そのような手法が国際的な問題に対しても使えるのだと知り、ぜひやってみたいと思いました。

Q2　具体的にはどのような活動をされているのでしょうか？

（1）　マスコミ広報担当

HRN のスタッフとしては、組織としての中枢業務を担う事務局スタッフと、個々のプロジェクトチームを進めていくプロジェクトスタッフの 2 種類があります。

私は、事務局スタッフ・プロジェクトスタッフ双方の活動をしていますが、事務局スタッフとしては、主にマスコミ広報担当を担っています。ハンセン病国家賠償訴訟などにおいても、私はマスコミ広報を担当していたので、その経験がとても活かされています。

具体的には、マスコミに記事や番組で広報をしてもらうために、複数の NGO がそれぞれの活動を記者に報告をする「記者レクチャー」を 2 カ月に 1 回開催しています。

（2）カンボジア戦犯法廷実施への法的支援

個々のプロジェクトとしては、まず、カンボジア戦犯法廷の法的支援をするレポートの作成に携わりました。

カンボジア内戦の戦犯を裁く法廷では、被害者の声が反映されることが大切であるという視点から、被害者参加がとても重要だと HRN では考えました。そこで、戦犯法廷での被害者参加の手続の参考になってほしいという観点から、日本の集団訴訟の実務経験をまとめたレポートを作成し、あわせてその経験を踏まえた提案を行いました。

（3）アジアにおける子どもと女性の人身売買禁止法案の提案

また、私は、子どもの権利に関心があり、東京弁護士会の子どもの権利委員会や被虐待児童を保護する社会福祉法人カリヨン子どもセンターの理事

などをしていたことから、HRN でも子どもの権利に関するプロジェクトをしたいと思い、アジアにおける子どもと女性の人身売買禁止に関するプロジェクトを立ち上げました。

アジア諸国では、児童買春を含めた児童人身売買が蔓延していますが、それを取り締まる法律が整備されていない国が多く、あるいは、法律はあるとしても適正に運用されていないのが実態です。そこで、HRN では、人身売買禁止法の整備やその適正運用に関する調査・提案を行っていこうと考えています。

具体的に、現在は、カンボジア人身売買禁止法のコメンタールの作成や、タイが数カ国と結んでいる人身売買禁止に関する協定（MOU）の分析などを進めています。

Q3　活動を通して感じたことは何でしょうか？

HRN の活動を行っていくためのマンパワーがまだ少ない、と感じます。

私が担当しているマスコミ広報でも、記者をはじめとしたマスコミ関係者と頻繁に連絡を取り合うことがとても重要ですが、私だけでは時間や労力の関係上、限界を感じています。

もっと多くの人に HRN の活動に参加してほしいと思っています。

Q4　日本国内でも国際人権問題に取り組むことができるのでしょうか？

日本国内にいても、国際人権問題に取り組む方法はたくさんあります。

アジアの人権侵害状況を変えるためには、ODA などによる発言力のある日本が声をあげることがとても重要です。そして、そのためには、まず、日本国民にアジアの人権侵害状況を知ってもらい、また、国会議員や官公庁が意識を変える必要があります。具体的には、国会議員や官公庁への働き掛け、市民運動やマスコミ対策など、上述した『政策形成訴訟』での法廷外活動と同じ取り組みをする必要がありますが、これらはまさに日本で行える国際人権問題への取り組みです。

実際に、私は、まだ国外に出かけての国際人権問題についての活動を HRN としてしたことはありませんし、外国語を流暢に話すことはできないのですが、他のスタッフが調査してきたレポートを、上記のような方法で広報するなど、現在持っている日本の法律家としての力を活用して取り組んでいます。

Q6　今後の展望を教えてください。

国内の社会問題だけではなく国際的な社会問題についても、日本の法律家としてその力を活かして取り組むことができるのだということを、できるだけ多くの法曹に知らせていきたいと考えています。

また、HRN としては、団体運営のための財政力がまだ弱いので、更にこ

れからもっと会員を増やして、様々な活動が行えるようにしていきたいと思います。

Q6　最後に、これから法曹になる人達に一言お願い致します。

まず、多くの人に国際人権問題に関心を持ってもらいたいと思います。世界には、日本では考えられないような人権侵害状況が存在しています。そのことを知り、何らかの形で関わっていってほしいと思います。

ただ、日本の法律家として国際人権問題に関わっていくためには、日本国内の事件にもしっかりと取り組んでいくことが基礎になると思いますので、国内と国外のどちらかの問題だけに偏るのではなく、まずはどちらにも取り組んで力をつけて欲しいです。

みなさんと早くご一緒できることを、お待ちしています。

［文責：久保田明人］